

# 議案第 12 号についての資料

## 資料 1

「北九州市立高等学校管理規則」【抜粋】

## 資料 2

「令和 8 年度使用教科用図書選定経過報告書」

## 資料 3

「令和 8 年度使用教科用図書選定調査票」

## 資料 4

「2026 年度（令和 8 年度）に北九州市立高等学校で使用する教科用  
図書の採択方針」

## 資料 5

「令和 8 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書  
（一般図書）の採択の経過」

## 資料 6

「令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（一般  
図書）教科用図書選定委員会総括部会報告」

## 資料 7

「関係法令」

## 資料 8

「2026 年度（令和 8 年度）に北九州市立義務教育諸学校において  
使用する教科用図書採択方針」

○北九州市立高等学校管理規則【抜粋】

昭和 39 年 3 月 31 日

教委規則第 5 号

(教材の定義)

第 5 条 この規則で「教材」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(以下「教科書」という。)
- (2) 教科書の発行されていない教科又は科目のために使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外で、学校の教育活動のために使用する出版物又は印刷物(以下「教科書及び準教科書以外の教材」という。)

(平 12 教委規則 13・一部改正)

(教材の選定)

第 6 条 教科書の採択は、校長の意見をきいて教育委員会が行なう。

2 教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が行なう。

(準教科書の承認)

第 7 条 高等学校が準教科書を使用する場合は、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

(教科書及び準教科書以外の教材の届出)

第 8 条 高等学校が学年又は学級若しくはこれに準ずる集団全員に対し、教科書及び準教科書以外の教材として計画的、継続的に、次に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考図書
- (2) 学習の過程及び休業中に使用する各種の学習帳、練習帳又は日記帳の類

(平 12 教委規則 13・一部改正)

## 令和8年度使用教科用図書選定経過報告書

月・日	選定に関する業務等
5月23日	第1回 教科書選定会議 ・教科書選定調査を行う上での公正確保の徹底について ・教科書選定調査のスケジュールについて ・教科書選定調査の観点について ・教科書選定調査における留意事項について
5月26日 ～6月6日	各教科書選定調査実施（2者に絞る）
6月9日	（様式2）教科書選定調査票を学校教育課に提出
6月11日	第2回 教科書選定会議 ・各教科における教科書選定調査進捗状況等の確認 ・今後のスケジュールについて
6月11日 ～6月18日	各教科書選定調査実施（1者に絞る）
6月14日 ～7月3日	教科書展示会 （こども図書館、教育センター）
6月25日	第3回 教科書選定会議 ・各教科における教科書選定調査結果の確認 ・今後のスケジュールについて
7月1日	（様式2）教科書選定調査票の提出 （様式4）使用教科用図書名・発行者名一覧表の提出

## 【未来共創科】 令和8年度使用教科用図書選定調査票

学年	教科名	科目	発行者 番号略称	教科書 記号番号	教科書名	観点の評価					選定	選定の理由		
						①	②	③	④	⑤				
1	保健体育	保健	50 大修館	保体 050-901	現代高等保健体育 改訂版	○	○			○		選定	「Textbook」で学んだ内容を「Activity」で、グループワーク・発表等の様々な活動を行うことで主体的な学びを行える工夫が施されている。	
			183 第一	保体 183-901 183-902	高等学校 改訂版 保健体育 Textbook 高等学校 改訂版 保健体育	○	○	◎	◎	○				
1・3	芸術	音楽 I	89 友社	音 I 089-901	改訂版 ON! 1	○		○	○			選定	生徒が自ら考え、議論を深めることができるような適切な問いかけが設定されている。生徒が興味・関心を高められるような、コラムや特集がある。	
			27 教芸	音 I 027-902	高校生の音楽 1	○	◎	◎	○					
		美術 I	38 光村	美 I 038-901	美術 1			○	○	○			選定	生徒が日常で触れる視覚文化（アニメやゲーム）や社会問題など興味・関心をもちやすいテーマが導入部に設定されており、主体的な学びが期待できる。
			116 日文	美 I 116-901	新・高校生の美術1	○	○	◎	◎					
		書道 I	38 光村	書 I 038-901	書 I	○	◎	◎	○				選定	書道の表現対象としての「言葉」に焦点を当て、その意味や背景を深掘りすることで、生徒の学習意欲や創造性を刺激することができる。
			50 大修館	書 I 050-901	新編 書道 I	○	○	◎	○					
1	英語	英語コミュニケーション I	9 開隆堂	C I 009-902	Bloom English Communication I	○	○	◎	◎	◎		選定	QRコンテンツの内容が豊富である。本文やリスニング音声、文法アニメや導入動画などをICT端末で見られるため、生徒が学びたい内容を自ら選び、いつでもどこでも取り組むことができる。	
			2 東書	C I 002-903	BRIGHTEST English Communication I		○	○		◎				
		論理・表現 I	9 開隆堂	論 I 009-902	Revised Applause English Logic and Expression I	◎	○	◎	○	◎		選定	写真やイラストが豊富であり、本文対話（Model Dialog）では様々なトピックが扱われている。そのため生徒が、興味・関心をもって学習できる。	
			231 いづな	論 I 231-902	be English Logic and Expression I Clear New Edition	○			○	○				
2	公民	公共	7 実教	公共 007-902	公共 新訂版 共につくる未来	○	○			○		選定	「マンガで考える公共」や「漫才で学ぶ公民」という動画のQRコンテンツが充実しており、生徒が興味・関心を高めて主体的に学ぶことができる。	
			6 教図	公共 006-901	新訂版 高等学校 公共	○	○	◎	◎	○				
3	公民	政治・経済	7 実教	政経 702	詳述 政治・経済	○	○			○		選定	教育とエンタテインメントを組み合わせたアプローチ方法で漫画動画とマンガが用意されており、生徒が興味・関心を高めて主体的に学ぶことができる。	
			6 教図	政経 006-901	政治・経済	○		◎	◎	○				
3	情報	情報 II	7 実教	情 II 702	情報 II	○	○			◎		選定	知識を教えるだけでなく、生徒が自ら学びを深めていけるような構成が随所に施されている。自ら問いを立てて学ぶ姿勢を身につけることができる。	
			116 日文	情 II 703	情報 II	○	◎	◎						

## [参考] 調査研究の観点

- ①基礎・基本の定着
- ②内容の構成・配列
- ③主体的に取り組む工夫
- ④使用上の便宜
- ⑤発展・配列

北九州市立高等学校

【情報ビジネス科】 令和8年度使用教科用図書選定調査票

学年	教科名	科目	発行者 番号略称	教科書 記号番号	教科書名	観点の評価					選定	選定の理由
						①	②	③	④	⑤		
3	地理歴史	歴史総合	2 東書	歴総 002-901	歴史総合	○		◎	○	○		生徒にとって身近な話題をテーマにしているため、生徒が歴史の学習と今日的課題が重なっていることを認識でき、興味・関心を高められる。
			81 山川	歴総 081-903	わたしたちの歴史 日本から世界へ 改訂版	◎		◎	◎	○	選定	
3	英語	論理・表現 I	104 数研	論 I 104-904	Revised BIG DIPPER English Logic and Expression I	◎		◎	◎	○	選定	使用されている題材が、生徒の実生活に即したバラエティに富んだ内容（言語材料、言語使用状況など）が扱われており、主体的に学ぶことができる。
			231 いづな	論 I 231-901	Harmony English Logic and Expression I New Edition	○	○	◎	○			
3	芸術	音楽 I	89 友社	音 I 089-901	改訂版 ON! 1	○		○	○			生徒が自ら考え、議論を深めることができるような適切な問いかけが設定されている。生徒が興味・関心を高められるような、コラムや特集がある。
			27 教芸	音 I 027-902	高校生の音楽 1	○	◎	◎	○		選定	
3	芸術	美術 I	38 光村	美 I 038-901	美術 1		○	○	○			生徒が日常で触れる視覚文化（アニメやゲーム）や社会問題など興味・関心をもちやすいテーマが導入部に設定されており、主体的な学びが期待できる。
			116 日文	美 I 116-901	新・高校生の美術1	○	○	◎	◎		選定	
3	芸術	書道 I	38 光村	書 I 038-901	書 I	○	◎	◎	○		選定	書道の表現対象としての「言葉」に焦点を当て、その意味や背景を深掘りすることで、生徒の学習意欲や創造性を刺激することができる。
			50 大修館	書 I 050-901	新編 書道 I	○	○	◎	○			

[参考] 調査研究の観点

- ①基礎・基本の定着
- ②内容の構成・配列
- ③主体的に取り組む工夫
- ④使用上の便宜
- ⑤発展・配列

## 資料4

令和7年5月8日

北九州市教育委員会

### 2026年度（令和8年度）に北九州市立高等学校で使用する 教科用図書採択方針

- 1 2026年度（令和8年度）使用北九州市立高等学校用教科用図書の採択は、高等学校が選定した教科用図書の報告を受けて、北九州市教育委員会が行う。
- 2 高等学校においては、下記の基準に基づくとともに学校の実態及び文部科学省通知の内容を踏まえ、適正かつ公正に教科用図書の選定を行う。
  - （1）教育基本法に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法に定める高等学校における教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの。
  - （2）学習指導要領の定める各教科の目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの。
  - （3）生徒の成長と発達に即し、かつ、指導に際して適切なもの。
- 3 教科用図書採択に関しては、採択方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に公開するなど、開かれた採択に努める。

令和8年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書  
(一般図書)の採択の経過

月 日	内 容
5月 8日 (木) 【教育委員会会議】	○ 議案 ・令和8年度使用教科用図書の採択基準及び選定資料、採択方針について
5月23日 (金)	○ 採択方針を各学校へ通達
5月28日 (水)	○ 第一回教科用図書選定会議 (総括部会・専門調査研究部会)
6月20日 (金)	○ 第二回教科用図書選定会議 (専門調査研究部会)
6月26日 (木) 【教育委員会会議】	○ 協議 ・令和8年度使用教科用図書の概要及び採択事務の進捗状況について
6月16日 (月) ～7月3日 (木)	○ 教科用図書展示会
7月 7日 (月)	○ 第二回教科用図書選定会議 (総括部会)
7月10日 (木) 【教育委員会会議】	○ 議案 ・令和8年度に北九州市立特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

令和7年7月10日

## 令和8年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書） 教科用図書選定会議総括部会 報告

教科用図書選定会議専門調査研究部会で、令和8年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）について調査研究を行い、総括部会で確認したことについて、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 はじめに、北九州市で使用する「令和8年度使用 一般図書一覧」に、新たに教科用図書（一般図書）として追加することが適切かどうかの調査研究（4冊）を行った。調査研究の結果、4冊全てが教科用図書（一般図書）として適切であると判断した。4冊についての調査研究の内容は、No.39のとおり、種目（教科）については以下のとおりである。

国語	0冊	生活	0冊
国語（知的障害特別支援学校の国語科の小学部1段階）	0冊	生活（知的障害特別支援学校の生活科の小学部1段階）	0冊
国語（知的障害特別支援学校の国語科の小学部3段階及び中学部1段階）	1冊	音楽	0冊
国語（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階）	0冊
社会、生活	0冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階、2段階）	0冊
社会（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊	図画工作、美術	0冊
算数、数学	0冊	家庭、職業・家庭、生活	0冊
算数（知的障害特別支援学校の算数科の小学部1段階）	0冊	職業・家庭（知的障害特別支援学校の職業・家庭科の中学部2段階）	1冊
算数・数学（知的障害特別支援学校の算数・数学科の小学部3段階及び中学部1段階）	2冊	職業・家庭（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊
数学（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊	保健、保健体育	0冊
理科、生活	0冊	保健体育（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊
理科（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	0冊	外国語（英語）	0冊

4冊とも、図書の内容から、採択対象を知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の国語科、算数・数学科、職業・家庭科の各段階を学ぶ児童生徒に限定した。

2 次に、北九州市で使用する「令和7年度使用 一般図書一覧」に掲載されている図書247冊（延べ378冊）について、令和8年度も教科用図書として採択することが適当かどうかや、種目（教科）等の調査研究を行った。

25冊（延べ43冊）については、教科用図書（一般図書）として不適当であると判断した。2冊（延べ3冊）については、活用法について追加し、適当であると判断した。

調査研究の結果、222冊（延べ335冊）については、教科用図書（一般図書）として、引き続き適当であると判断した。

調査研究の内容は、No.1～No.42のとおり、種目（教科）については以下のとおりである。

国語	79冊	生活（知的障害特別支援学校の生活科の小学部1段階）	1冊
国語（知的障害特別支援学校の国語科の小学部1段階）	1冊	音楽	12冊
国語（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階）	1冊
社会、生活	22冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階、2段階）	1冊
社会（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	図画工作、美術	31冊
算数、数学	31冊	家庭、職業・家庭、生活	22冊
算数（知的障害特別支援学校の算数科の小学部1段階）	1冊	職業・家庭（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	3冊
数学（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	保健、保健体育	22冊
理科、生活	26冊	保健体育（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	1冊
理科（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	1冊	外国語（英語）	7冊
生活	67冊		

なお、「特別の教科 道徳」の教科用図書については、児童生徒の実態等を考慮の上、検定教科書または上記一般図書の中から、道徳科の選定の観点にふさわしい内容のものを選定できるものとした。

3 以上、調査研究の結果、令和8年度使用教科用図書（一般図書）として適切であると判断した合計数は、以下のとおりである。

国語	79冊	生活	67冊
国語（知的障害特別支援学校の国語科の小学部1段階）	1冊	生活（知的障害特別支援学校の生活科の小学部1段階）	1冊
国語（知的障害特別支援学校の国語科の小学部3段階及び中学部1段階）	1冊	音楽	12冊
国語（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階）	1冊
社会、生活	22冊	音楽（知的障害特別支援学校の音楽科の小学部1段階、2段階）	1冊
社会（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	図画工作、美術	31冊
算数、数学	31冊	家庭、職業・家庭、生活	22冊
算数（知的障害特別支援学校の算数科の小学部1段階）	1冊	職業・家庭（知的障害特別支援学校の職業・家庭科の中学部2段階）	1冊
算数・数学（知的障害特別支援学校の算数・数学科の小学部3段階及び中学部1段階）	2冊	職業・家庭（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	3冊
数学（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	2冊	保健、保健体育	22冊
理科、生活	26冊	保健体育（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	1冊
理科（中学校特別支援学級、特別支援学校中学部）	1冊	外国語（英語）	7冊

総合計（延べ） 339冊

（実数） 226冊

## 【関係法令】

## 資料7

### 学校教育法附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### <参考>

### 学校教育法第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならない。

### 学校教育法第49条

第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

令和7年5月8日

北九州市教育委員会

2026年度(令和8年度)に北九州市立義務教育諸学校に  
おいて使用する教科用図書採択方針

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、中学校において使用する教科用図書及び小学校と中学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定会議を設け、その報告を基に採択を行う。採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮する。
- 3 教科用図書採択に関しては、採択方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に公開するなど、開かれた採択に努める。